

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
038060	山口県 周南市、鞆トクヤマ徳山製造所、東ソー南陽事業所、出光興産徳山事業所、鞆トクヤマロジスティクス、長府工業株式会社	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	特定非営利活動促進法第10条第2項	地域コミュニティ組織等がNPO法人化する場合について、設立認証申請時の縦覧期間を短縮	<p>内閣府としても、地域の課題解決や活性化の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。</p> <p>また、所轄庁が一定の書類を公衆の縦覧に供する規定(特定非営利活動促進法第10条第2項)は、「市民による緩やかな監視」という基本的な考えの下、立法時に定められたものである。</p> <p>今般成立した国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律により、内閣総理大臣の認定を受けた場合には特例的にNPO法人の認証申請の添付書類の縦覧期間が短縮される旨規定されたところであり、御提案いただいた県についても、国家戦略特別区域法に基づき内閣総理大臣の認定を申請できるものであるところ。</p> <p>NPO法人の認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮について、国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開すべきか否かについては、まずは一義的に、各区域会議がその効果を定期的に評価して、その評価結果を踏まえて、特区諮問会議が、この措置を全国展開するかどうか判断するものと承知している。</p> <p>なお、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、縦覧期間の短縮を仮に全国で実施する場合についても、国会でご議論いただくべきものと考えている。</p>	—	—	—
038080	山口県 周南市、鞆トクヤマ徳山製造所、東ソー南陽事業所、出光興産徳山事業所、鞆トクヤマロジスティクス、長府工業株式会社	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	特定非営利活動促進法第10条第2項	地域コミュニティ組織等がNPO法人化する場合について、設立認証申請時の縦覧期間を短縮	<p>内閣府としても、地域の課題解決や活性化の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。</p> <p>また、所轄庁が一定の書類を公衆の縦覧に供する規定(特定非営利活動促進法第10条第2項)は、「市民による緩やかな監視」という基本的な考えの下、立法時に定められたものである。</p> <p>今般成立した国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律により、内閣総理大臣の認定を受けた場合には特例的にNPO法人の認証申請の添付書類の縦覧期間が短縮される旨規定されたところであり、御提案いただいた県についても、国家戦略特別区域法に基づき内閣総理大臣の認定を申請できるものであるところ。</p> <p>NPO法人の認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮について、国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開すべきか否かについては、まずは一義的に、各区域会議がその効果を定期的に評価して、その評価結果を踏まえて、特区諮問会議が、この措置を全国展開するかどうか判断するものと承知している。</p> <p>なお、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、縦覧期間の短縮を仮に全国で実施する場合についても、国会でご議論いただくべきものと考えている。</p>	—	—	—
072100	徳島県	日本版CCRC・徳島モデル(vs東京型・CCRC)の推進による「ふるさと・徳島回帰」の実現	特定非営利活動促進法第2条、第10条(※国家戦略特別区域法(一部改正)第24条の4)	NPO法人の設立認証申請時の縦覧期間を2週間に短縮するなど、事業のスタートアップに向けた迅速化を図り、NPO法人設立の活性化を図る。	<p>内閣府としても、地域の課題解決や活性化の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。</p> <p>また、所轄庁が一定の書類を公衆の縦覧に供する規定(特定非営利活動促進法第10条第2項)は、「市民による緩やかな監視」という基本的な考えの下、立法時に定められたものである。</p> <p>今般成立した国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律により、内閣総理大臣の認定を受けた場合には特例的にNPO法人の認証申請の添付書類の縦覧期間が短縮される旨規定されたところであり、御提案いただいた県についても、国家戦略特別区域法に基づき内閣総理大臣の認定を申請できるものであるところ。</p> <p>NPO法人の認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮について、国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開すべきか否かについては、まずは一義的に、各区域会議がその効果を定期的に評価して、その評価結果を踏まえて、特区諮問会議が、この措置を全国展開するかどうか判断するものと承知している。</p> <p>なお、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、縦覧期間の短縮を仮に全国で実施する場合についても、国会でご議論いただくべきものと考えている。</p>	—	—	—

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
072140	徳島県	日本版CCRC・徳島モデル(vs東京型・CCRC)の推進による「ふるさと・徳島回帰」の実現	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第9条	災害時における被災者支援対策と地域包括ケアの推進に向けて、医療・介護情報の連携体制の構築を図るために「マイナンバー」を利用することを可能とし、実証実験を行うものとする。	<p>マイナンバー法の対象となる事務は行政機関等の行政事務であり、医療機関等の保有する診療情報は対象とされていない。</p> <p>医療連携や医学研究など、医療等分野で用いる番号については、厚生労働省の研究会で、医療関係者・保険者等で議論し、昨年12月に中間まとめを行ったところ。</p> <p>この中間まとめを踏まえ、医療等分野で用いる番号のあり方については、マイナンバーそのものを使うのではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラの二重投資にならないよう、マイナンバー制度のインフラを活用しつつ ・医療情報の機微性に配慮し、セキュリティを確保して、安全性と効率性・利便性の両面が確保された仕組み <p>となるよう、検討を進めていくこととしている。</p> <p>また、今後の検討スケジュールについては、本年6月30日に閣議決定された「日本興戦略改訂2016」において、本年末までに一定の結論を得て、2018年度からオンライン資格確認の基盤を活用して段階的に運用を開始し、2020年までに本特選を用を目指すこととしており、今後も医療関係者や保険者等と十分に協議をしつつ検討を進めていくこととしている。</p>	—	—	—
080080	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	特定非営利活動促進法第10条第2項	特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間を大幅に短縮する。	<p>内閣府としても、地域の課題解決や活性化の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。</p> <p>また、所轄庁が一定の書類を公衆の縦覧に供する規定(特定非営利活動促進法第10条第2項)は、「市民による緩やかな監視」という基本的な考えの下、立法時に定められたものである。</p> <p>今般成立した国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律により、内閣総理大臣の認定を受けた場合には特例的にNPO法人の認証申請の添付書類の縦覧期間が短縮される旨規定されたところであり、御提案いただいた県についても、国家戦略特別区域法に基づき内閣総理大臣の認定を申請できるものであるところ。</p> <p>NPO法人の認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮について、国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開すべきか否かについては、まずは一審的に、各区域会議がその効果を定期的に評価して、その評価結果を踏まえて、特区諮問会議が、この措置を全国展開するかどうか判断するものと承知している。</p> <p>なお、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、縦覧期間の短縮を仮に全国で実施する場合についても、国会でご議論いただくべきものと考えている。</p>	—	—	—
080090	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	国家公務員退職手当法7条	国・自治体等に勤務する者を企業で働きやすくする枠組み(一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮)を構築する。	<p>いわゆるスタートアップ企業における優秀な人材確保のための枠組みは、先日公布された国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律において、退職手当法の特例を設けたところ。</p> <p>御提案はこの枠組みと同様と理解しており、まずは、国家戦略特区制度の活用を御検討いただきたい。</p>	—	—	—
111010	兵庫県	地震災害における災害救助法の適用基準の緩和	災害救助法施行令第1条第2項	一部損壊のうち屋根瓦の崩落等により居住することができない状態となった世帯についても、3世帯をもって滅失1世帯として算定すること。	<p>災害救助法に基づく救助は、発災後において現に救助が必要な被災者に対して行うものであり、被災によってそのまま自宅に住むことが困難で応急救助を要する世帯が一定程度あるかどうかを適用条件の一つとしており、住家の被害状況に応じて、全壊世帯、半壊世帯、土砂の堆積等により一時的に居住することができない床上浸水世帯の場合について算定対象としているところである。</p> <p>一方、屋根瓦の崩落等一部損壊は、直ちにその住居での生活ができないとは言いえないことから、住家被害の算定対象とはしていない。</p> <p>なお、地震災害は、全国どこでも起こりうる可能性があるものであり、災害救助法の適用にあたり、国家戦略特区等で地域を限定した特別の適用基準を設定するべきものではないと考えられる。</p>	—	—	—

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
112010	兵庫県	被災者生活再建支援法の運用基準の緩和	被災者生活再建支援法施行令第1条	一部の被災地域が適用対象となった場合は全ての被災地域が支援の対象となるようにすること。	被災者生活再建支援制度は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な、著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、国として一定の補助(2分の1の補助)を行う制度(自治事務)である。同一災害であっても適用対象とならない場合は、被災地方公共団体において対応することが可能であり、当該地方公共団体による対応を前提としている。このことから、支援法適用となる被害を受けた地方公共団体に対しては迅速な適用手続きを、同法の適用要件を満たさない地方公共団体に対しては、各都道府県で独自に支援措置を講じていただき、被災者に必要な支援が行われるよう対応していただく。また、支援法の適用対象となる災害と同一の災害で同法の対象とならない被災地域の被災者に対して、都道府県が支援法と同水準の支援金を被災者に支給した場合、支援金支給額の2分の1が特別交付税措置されている。内閣府としても、引き続き、同一災害の被災者間で被災者への支援に差が生じないように、被災者生活再建支援制度の円滑な運用や地方公共団体における支援について、適切な助言を行ってまいります。なお、自然災害は全国どこでも起こりうる可能性があるものであり、被災者生活再建支援法の適用にあたり、国家戦略特区等で地域を限定した特別の適用基準を設定すべきものではないと考える。	右提案者の求める基準緩和が、全国的な基準緩和も含め、実施可能かどうか明示されたい。	同一災害であっても適用対象とならない場合に、都道府県が独自に支援制度を講じようとした場合でも、1/2の国庫補助がないため、同水準の支援措置が困難となる場合がある。また、都道府県が支援法と同水準の支援金を被災者に支給した場合に1/2の特別交付税措置がなされたとしても、都道府県に新たな負担が生じることから、一部地域が支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災地域が支援対象となるように基準の緩和を求める。なお、本提案は、地域を限定した基準の緩和に拘るものではない。	災害対応については、原則として、まずは地方公共団体が対応できる範囲で対応し、災害の規模が大きい場合は、国が支援する仕組みである。被災者生活再建支援制度においても、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な、著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害が発生した場合に、全都道府県が相互扶助及び国による財政支援(2分の1の補助)により対応するものである。同一災害で被災したすべての地域を支援対象とすることについては、災害対応における国と地方の役割分担、国・地方の財政負担を勘案する必要があるため、慎重であるべきと考える。
113010	兵庫県	災害ボランティアセンター設置・運営の災害救助法対象化	災害救助法施行令第2条	災害ボランティアセンターの設置・運営を災害救助法の救助に位置付けること。	災害ボランティアセンターの設置・運営経費は、義援金や全国社会福祉協議会からの補助等を活用している。また、自然災害は、全国どこでも起こりうる可能性があるものであり、災害救助法の適用にあたり、国家戦略特区等で地域を限定した特別の制度を設けるべきものではないと考える。	災害ボランティアセンターの設置・運営は被災者支援であるとの右提案者意見について、全国的な措置も含め、災害救助法の救助に位置付けることとの可否を再度検討のうえ、回答された。	災害ボランティアセンターは、被災者の求める応急的な救助を円滑に実施するために、ボランティアの派遣調整を行っており、同センターの設置・運営は被災者支援であると考えられる。また、本提案は、地域を限定した法適用対象の拡大に拘るものではない。	災害救助法は、実施主体である都道府県知事が、「災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して」(同法第2条)実施した応急救助について国庫負担を行うものであり、被災者支援のための取組として考えられることすべてをその対象とし得るものではない。また、災害救助法は、災害ボランティアセンターの設置・運営を規制しているものではなく、被災自治体が必要に応じて任意に設置が可能だと承知している。以上のとおり、一次回答でも記載したように、ボランティアセンターの設置・運営については、ボランティア活動を支援するものであり、災害救助法の救助に位置付けることはできないが、一方で、これまでの災害でもボランティアセンターの設置・運営経費は、義援金や全国社会福祉協議会等からの補助等を活用している。このように、災害救助法との関係で、本提案に係る「事業の実施が現行の規制・制度の下では不可能または困難である」(「国家戦略特別区域等に係る提案募集要項」における募集要項)とはいえず、実質的に「単に財源措置の支援を求める内容の提案」(同)となっているのではないかと考える。
133040	公益社団法人 関西経済連合会 健康・医療専門委員会	健康・医療に関するサービス拡大・健康・医療データに関する整備他	-	国民の理解・合意を得た上で全国規模での情報の一元管理ができる仕組みの構築や法整備(マイナンバー制の医療分野での適用、個人情報保護法の見直し等)を行う。	医療データについては、これまで・レセプトの全国規模データベース(NDB)の整備・医療情報データベースの整備等を通じて、その活用を図ってきたところであり、こうした取組みを進めていきたい。また、医療連携や医学研究など、医療等分野で用いる番号については、厚生労働省の研究会で、医療関係者・保険者等で議論し、昨年12月に中間まとめを行ったところ。この中間まとめを踏まえ、医療等分野で用いる番号のあり方については、マイナンバーそのものを使うのではなく、・インフラの二重投資にならないよう、マイナンバー制度のインフラを活用しつつ、医療情報の機密性に配慮し、セキュリティを確保して、安全性と効率性・利便性の両面が確保された仕組みとなるよう、検討を進めていくこととしている。今後の検討のスケジュールについては、本年6月30日に閣議決定された「日本戦略改訂2015」において、本年末までに一定の結論を得て、2018年度からオンライン資格確認の基盤を活用して段階的に運用を開始し、2020年までに本格運用を目指すこととしており、今後も医療関係者や保険者等と十分に協議をしつつ検討を進めていくこととしている。	-	-	-
182020	㈱特区ビジネスコンサルティング	公務員の地方議員兼職を可能に(「ふるさと選挙」制度の補足提案)	国家公務員法	別途提案している「ふるさと選挙」を補完して、国家公務員は、議員兼業ができるようにすることを提案する。	公務員は、公職選挙法第89条により、在職中、公職の候補者となることができないとされている。また、一般職の国家公務員については、国家公務員法第102条により、公選による公職(地方公共団体の議会の議員等)の候補者になることなどの政治的行為の制限がなされている。これは、法令の下において民主的かつ能率的に運営されることが要請される国の行政に携わる一般職の国家公務員は、国民全体の奉仕者として政治的に中立な立場を維持する必要があるためであり、最高裁判例においても、公務員の政治的中立性が維持されることは、国民全体の重要な利益と解されている。以上のように、公選による公職の候補者になることは禁止されていることから、一般職の国家公務員は、地方公共団体の議会の議員と兼業しえない。	-	-	-